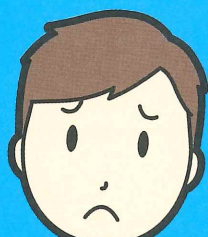




刈谷市

# 空き家対策 セミナー・個別相談会

これから空き家が  
どんどん増えて  
聞いたけど、  
何が問題なの？



空き家を放置すると  
どんなトラブルが  
生じるの？

子どもと同居すること  
になり、今の家が  
空き家になってしまう。  
何か活用できないかしら？



相続トラブルを  
避けたい…空き家を  
相続する前に  
行うことは？

**参加無料**

令和元年

**12月15日** 日 13:30～ (受付 13:00～)

会場：総合文化センター（中央生涯学習センター） 4階 405・406研修室  
刈谷市若松町2丁目104



## 第1部

### 講演会

当日先着50名

事前予約不要

13:30～15:20

#### ① 「空き家特措法の概要と相談事例」

空き家が起こす問題、空き家を生まない方法、空き家対策のための制度をわかりやすく説明します。

講師：愛知県弁護士会  
弁護士業務改革委員会委員  
竹内裕詞 氏



#### ② 「相続のお話・成年後見のお話」

知っておくべき相続・遺言、成年後見等の基礎知識を中心に、相続対応の中で生じた事例について説明します。

講師：愛知県司法書士会  
西三河支部副支部長  
宮本次郎 氏



## 第2部

### 個別相談会

定員8組

要事前予約

15:25～16:25

裏面に予約申込書があります

空き家に関するいろいろな相談に  
専門家が応じます。(1組30分まで)

相談員：愛知県弁護士会、愛知県司法書士会

#### 【相談例】

- 実家が空き家になり、管理に不安がある。
- 相続でもめており、空き家の管理・活用で困っている。

お問い合わせ

**刈谷市役所** 都市政策部まちづくり推進課住生活係 TEL: 0566-62-1022 (直通)

# 「個別相談会」 予約申込書

先着 8 組

フリガナ					
氏 名					
住 所					
空き家所在地					
電話番号	(                    )                    —				
相談内容 ※該当する項目に「○」	管理の仕方	売りたい・ 貸したい	解 体	相 続	その他
相談概要					

※応募多数の場合は、市から事前に電話連絡させていただきます。  
※「講演会」は申込み不要です。

## 申込方法

申込期限：令和元年 12 月 12 日(木)まで

郵便番号・住所・氏名(フリガナ)・電話番号・空き家所在地・相談内容をご記入のうえ、以下のいずれかの方法でお申し込みください。

郵 送

刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地

FAX

0566-23-9331

E-mail

machi@city.kariya.lg.jp

## 会場へのご案内

電車で  
ご利用の場合

JR 東海道本線・名鉄三河線 刈谷駅南口より  
ウイングデッキ直結徒歩 3 分

車で  
ご利用の場合

伊勢湾岸自動車道豊明 IC より約 20 分・  
豊田南 IC より約 25 分  
※総合文化センター駐車場は、パロー  
(みなくる刈谷) 駐車場とは異なりますので  
ご注意ください。(4 時間まで駐車料金無料)

